

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 こうの眼科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市大橋町7番20号 栄久ビル2F
- (3) 設立認可年月日 平成15年9月11日
- (4) 設立登記年月日 平成15年9月19日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 こうの 眼科医院	長崎県長崎市大橋町7番20号 栄久ビル2F 4210/65611	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年11月24日 令和5年度決算の決定

様式 3 - 4

法人名 医療法人 こうの眼科医院
所在地 長崎市大橋町7番20号 栄久ビル2F

※医療法人整理番号

貸借対照表
(令和6年 9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	39,206	I 流 動 負 債	886
II 固 定 資 産	15,686	II 固 定 負 債	12,250
1 有 形 固 定 資 産	2,960	負 債 合 計	13,136
2 無 形 固 定 資 産	150	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	12,576	科) 目	金 額
		I 資 本 金	8,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	33,756
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	41,756
資 産 合 計	54,892	負債・純資産合計	54,892

様式4-2

法人名 医療法人 こうの眼科医院
所在地 長崎市大橋町7番20号 栄久ビル2F

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

損 益 計 算 書
(自 令和5年10月 1日 至 令和6年 9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	49,357
2 事業費用	52,702
本来業務事業損失	3,345
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業損失	3,345
II 事業外収益	943
III 事業外費用	53
経常損失	2,455
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純損失	2,455
法人税等	73
当期純損失	2,528

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式2

法人名 医療法人 こうの眼科医院
所在地 長崎市大橋町7-20 栄久ビル2F

* 医療法人整理番号					
------------	--	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和6年9月30日現在)

1. 資 産 額	54,892 千円
2. 負 債 額	13,136 千円
3. 純 資 産 額	41,756 千円

(内訳)		(単位:千円)
区 分	金 額	
A・流動資産		39,206
B・固定資産		15,686
C・資産合計 (A+B)		54,892
D・負債合計		13,136
E・純 資 産 (C-D)		41,756

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。			
土地	(□法人所有 ■賃借	□部分的に法人所有(部分的に賃借)	
建物	(□法人所有 ■賃借	□部分的に法人所有(部分的に賃借)	

監事監査報告書

医療法人こうの眼科医院

理事長 河野 峰子 殿

私は医療法人こうの眼科医院の令和6年会計年度(令和5年10月1日から令和6年9月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実はありません。

令和6年11月22日

医療法人 こうの眼科医院

監事 河野 佑介

